

プロジェクト **実務対応**

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

項目 **公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 5 月 10 日に実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 29 年 7 月 10 日に締め切られた。本公開草案に対しては、253 通のコメントレターが寄せられた。
2. 本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案のうち、質問 2（会計処理に関する質問）、質問 3（注記に関する質問）、質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）及び質問 5（その他）に関する対応案である。

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 29 年 5 月 10 日公表）
- ・企業会計基準適用指針公開草案第 57 号（企業会計基準適用指針第 17 号の改正案）「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」（平成 29 年 5 月 10 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 5 月 10 日～平成 29 年 7 月 10 日

3. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
 また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問2：会計処理に関する質問		
本公開草案の提案に同意するコメント		
22) 本公開草案の提案に同意する。	基本的にストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）に準拠した取扱いとする提案に同意する。	
23) 質問1に同意しないため、質問2についても同意しない。	質問1に同意しないため、質問2についても提案には同意しない。	
一部の会計処理を明確にすべきというコメント		
24) 新株予約権として計上した払込金額が、権利不確定による失効する場合の会計処理を明確にすべきである。	<p>本公開草案第5項(6)では、新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上することが定められているが、当該利益の計上時点について、業績条件の達成見込みがないと判断された時点で計上するのか、業績条件を達成しないことが確定した時点で計上するのかを明らかにすべきと考えられる。</p> <p>本公開草案第5項(6)について、利益を計上する時点が明示されていないため、「権利が失効することが確定した期に利益として計上する」といった文言を入れてはどうか。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>25) 業績条件のみが付されている場合の「権利確定日」の判定について、明確化すべきである。</p>	<p>業績条件のみが付されている場合の「権利確定日」の判定について、明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第7項(3)において、「勤務条件は付されていないが業績条件は付されている場合、業績の達成又は達成しないことが確定する日を権利確定日とする。」と定義されている。業績条件のみが付されているケースにおいては、具体的に、何をもって「業績の達成又は達成しないことが確定」したと言えるのか、必ずしも明らかではない。例えば、営業利益が一定の金額を超えるという業績条件のみが付されている場合、営業利益の「確定」によって新株予約権者の権利が確定することになるが、営業利益が「確定」するタイミングに関して、実務で多様性が生じるおそれもあると考えられる。したがって、業績条件のみが付されているケースの権利確定日(一定の業績の達成又は不達成により業績条件を満たし権利が確定する日)について、例えば「権利確定日として合理的に予測される日として判定する」旨の説明を加えるべきと考える(ストック・オプション適用指針第17項(3)参照)。</p> <p>本公開草案では、権利確定日の見積もりにおいて、「業績の達成又は達成しないことが確定する日を権利確定日」としている(第7項(3))。</p> <p>この点、有償新株予約権の発行事例を参照する限り、多くの事例において業績条件の判定は当該決算期に係る有価証券報告書(または決算短信等)に記載された数値を参照することとされている。このような場合において、権利確定日として想定すべき日は判定事業年度である決算期末、または有価証券報告書(または決算短信等)の提出日であることが考えられるが、本公開草案においては、その考え方が明示されておらず、実務において多様性が生じる可能性がある。したがって、実務指針としての役割として、このような多様</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>性を避けるため、権利確定日に関する考え方を補足することが望ましいものとする。</p>	
<p>26) 失効の見積数の算定方法を明確にすべきである。</p>	<p>付与日から権利確定日までの直前までの間に、権利不確定による失効の見積りに重要な変動が生じた場合に見直しすることとされているが、権利確定条件付き有償新株予約権については、業績測定期間の最終段階になり失効数の見積りを精緻に行うことが初めて可能になる場合など失効見積り数の修正による費用計上額の影響が大きい場合が多いものと考えられることから、「重要な変動が生じた場合」はどのような場合であるのか明確にしないとばらつきが生じる懸念があるため、明確化が必要であるとする。</p> <p>権利不確定数による失効の見積り数について(公開草案第5項(3)(4))</p> <p>権利確定条件付きの有償新株予約権について、権利確定条件に業績条件が含まれる場合、その達成確率を計算するための手法として広く市場参加者に受け入れられている方法は存在しないと考えられる。すなわち、業績の達成確率は、過去の業績の変動推移だけでなく、当該企業の置かれている現在の外部経営環境や経営者の行動をはじめとする内部経営環境にも影響され、その確率を客観的に数値化するのは困難な領域と考えられる。設例の前提では、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができるものと仮定されているが、どのような前提条件を満たせば十分な信頼性を持って見積ることができるかとの示唆に乏しい。他方、ストック・オプション会計基準第52項では、十分な信頼性をもって失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではないとされている。本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、どのような場合に第52項に該当するのか明確にすべきものとする。</p> <p>仮に、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができる場合においても、権利確定条件付き有償新株予約権の権利確定数の見積り方法の開示(ストック・オプション会計基準第16項(4))においては、算定にあたって使用された算定技法、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>計算にあたり置かれた仮定(例えば将来の業績達成確率は過去の業績推移のみに依拠するなど)、使用されたデータ、そして発行会社が業績見通しを公表している場合にはそれとの整合性等、について十分に説明されることが必要と考える。</p> <p>本公開草案第5項(5)②において、「付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合(ストック・オプション会計基準第11項の条件変更による場合を除く。)、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す」とあるが、本公開草案、ストック・オプション会計基準及び適用指針のいずれにおいても、業績条件が付されていた場合における、その達成・不達成の見積もりに関する具体的な見積もり方法の指針が明示されていない。</p> <p>特に、有償新株予約権の業績条件として、将来の特定の決算期に係る利益目標(例えば、営業利益)の達成を条件としている場合において、企業内部の利益計画等を参照して判断すべきか、あるいは実績ベースで判断すべきか等、その方法について実務において多様性が生じる可能性がある。また、会計監査の場面においても、当該見積もりについての検証を行うことが困難な場面が生じ得るものと考え。このような実務上の混乱を回避する為の方法として、業績条件に関する失効見積もりに関する具体的な方法を例示などで示すべきである。</p> <p>これは、有償新株予約権のみの論点ではなく、ストック・オプション会計基準が想定していた無償型のストック・オプションにおいても同様の論念が生じ得るものであるが、一般的なストック・オプションには業績条件が付されていない事例が多数なのに対し、有償新株予約権の発行事例の殆どは業績条件が付されていることから、これまでの一般的なストック・オプション以上に明確化の需要があるものと考え。</p> <p>本公開草案は、失効の見積数として、業績条件の達成可能性の評価を毎期末に行うこと</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>となるが、これについてなんらの設例も指針も存在せず、実務上、監査人との見解の相違等々の多くの混乱や負担を招きかねない。</p> <p>また、失効の見積数の変動として業績条件達成前に費用計上し、その後結局業績未達により新株予約権が失効した場合、株式報酬費用のマイナス残高が生じることとなると考えられる。これが正しければ、実務上混乱の無いよう、設例として設けるべきである。</p>	
<p>27) 未公開企業における取扱いについて、明確化すべきである。</p>	<p>未公開企業における取扱いについて、明確化すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ストック・オプション会計基準第13項において、未公開企業については、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができるという特例が定められている。一方、本公開草案においては、第8項にて「本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従う。」とされていることから、本実務対応報告が対象とする取引に対しても、ストック・オプション会計基準第13項の特例の適用は可能であることが示唆されていると考えられる。しかしながら、未公開企業であっても、権利確定条件付き有償新株予約権を付与するに当たり、従業員等による払込金額を算定するために、権利確定条件を反映させた公正な評価額を算定していることから、ストック・オプション会計基準第13項の特例の適用が認められるのかどうか、必ずしも明らかではない。よって、本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい。</p> <p>本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、未公開企業にも適用されるものと見受けられる。ここで、本公開草案においては、従来の会計基準の運用と同様に、未公開企業にもストック・オプション会計基準における未公開企業にお</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ける取扱い(13項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解している。</p> <p>これにつき、当該取扱いについて、本公開草案では明示的に示されていないので、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示することが望ましいと考える。</p> <p>なお、仮に当該方法が認められないとなると、ストック・オプションを無償で発行された場合と有償で発行された場合で取扱いが異なるものとされる理由を明示すべきであるとも考える。</p> <p>未公開企業の取扱いについて(公開草案第8項)</p> <p>本公開草案第5項(4)において、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価の算定技法の利用については、ストック・オプション会計基準第6項(2)に従うとされている。この点、ストック・オプション会計基準第13項では、「未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理することができる。」とされている。また、本公開草案第8項において、「本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従う。」とされている。</p> <p>これらからすれば、本公開草案において、未公開企業については、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価についても、単位当たりの本源的価値に基づき、会計処理することを容認しているものと考えられる。公開会社(会社法第2条第5号)においては、有利発行でない場合には取締役会決議のみで発行できることから、通常、発行時に払込金</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>額の算定にあたり、有利発行に該当しない公正な評価単価を算定しているものと考えられる。他方、未公開企業の場合は公正な評価単価の算定が難しいことから、本源的価値による算定を認めており、その結果、報酬費用計上がなされないことになっているとすれば、公開企業と同様に有利発行に該当しない公正な評価単価の算定を発行時にすでに行っている場合においては、当該公正な評価単価により、適切な報酬費用が計上されるようにすべきものと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、未公開企業に対する本源的価値の容認を認める必要はないものと思われる。</p>	
<p>28) 権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の取扱いについて明確にして頂きたい。</p>	<p>業績条件に株価条件も含むとされているが、強制行使条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、範囲に含まれる場合の会計処理の明確化をご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>新株予約権の行使の条件のうち、株価が一定額を下回った場合に新株予約権の行使をしなければならないとする条件が付されているケースがある。このような強制行使条項がある場合、会社側が(株価が上がった場合ではなく)株価が下がった場合にも失効の見積数に反映され、報酬費用を計上することが考えられる。当該処理は、株価が下がった場合にも、従業員等にとって強制執行条項に該当するとマイナスの経済負担が生じるため、従業員等は株価を上げるために業績を回復させようとすると考えられ、インセンティブ効果が必ずしも否定されるものではないと考えられることによる。このため、強制執行条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含めて、業績条件(株価条件)と同様の会計処理をすることを考えられるが、本公開草案では明確にされておらず、実務上の取扱いが異なってくるのが懸念される。報酬性との関係を整理し</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>たうえて、強制執行条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権が実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、仮に似含まれる場合の会計処理について明確化すべきと考えられる。</p> <p>権利確定とは、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得すること(ストック・オプション会計基準第2項第2号)と定義されている。当社が平成28年5月に割り当てた第15回新株予約権には、権利行使期間内において株価が予め設定した所定の水準を下回った場合に、新株予約権の権利行使が義務付けられる条項(以下、「義務条項」という。)が設定されている。当該条項は、ストック・オプション本来の権利を獲得することとは意味合いが異なり、権利確定条件には該当しないという整理が当社の理解である。</p> <p>当社以外の上場会社が導入している有償新株予約権にも、このような義務条項が設定されている事例が散見されるため、今般の実務対応報告の適用が及ぶ範囲に義務条項が含まれることとなるのか取り扱いを明確にすることを検討されたい。</p> <p>当社が発行する権利確定条件付き有償新株予約権は、新株予約権者の勤務条件や当社の業績推移と一切関係なく、当社株式の市場価格推移のみに影響を受けて強制的に新株予約権を権利行使する義務の発動が付されている。勤務・業績状況と無関係に市場価格推移のみで強制権利行使義務が顕在化する上、退任・退職後も当該義務条項が解除されない「リスク金融商品を公正価値で有償付与する行為」に、報酬の性格はなく労働や業務執行等のサービスの対価に該当するとは考えられない。</p>	
質問3: 注記に関する質問		
本公開草案の提案に同意するコメント		
29) 本公開草案の提	本公開草案の提案に同意する。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
案に同意する。		
本公開草案の提案に同意しないコメント		
30) 質問 1 に同意しないため、質問 3 についても同意しない。	質問 1 に同意しないため、質問 3 についても提案には同意しない。	
一部の注記事項を明確にすべきというコメント		
31) 連結財務諸表を作成する場合の個別財務諸表における注記事項を明確にして頂きたい。	連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表において同様の注記が必要であるかが不明確であるため明らかにしていただけないか(第 10 項(2)の注記も同様)。	
32) 本公開草案の提案に基本的には同意する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるという提案に同意する。</p> <p>公開草案で提案されている会計処理自体には同意しないが、現状の結論を変更しないまま進める場合には、会計処理において経過措置を設けることには賛成する。</p>	
公開草案の提案に同意しないコメント		
33) 質問 1 に同意し	質問 1 に同意しないため、質問 4 についても提案には同意しない。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ないため、質問4についても同意しない。		
34) 適用時期については、期首からの適用に限定すべきである。	<p>仮に本公開草案が適用されることになった場合を想定しても、適用時期は一定の予備期間を設け、会計上の混乱を防ぐためにも各企業の翌期初からの適用にすべきだと考える。</p> <p>経過措置により同一の期におけるストック・オプションの会計処理について異なる二つの会計処理が行われることを防止するため、適用時期は期首からの適用に限定すべきと考えるがどうか。(例えば、同一会計期間内で公表前に付与したものと公表後に付与したものがあある場合、両者は同一の会計処理が行われるべきと考えるがどうか)</p>	
35) 遡及適用と経過措置の適用の取扱いを並列的にすべきである。	<p>本公開草案では、第31項において公表日より前に有償新株予約権を付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用すること原則である旨が示されている。この点、本実務対応報告の公表日より前に有償新株予約権の付与している企業の多くは当該経過措置の適用を検討することが想定されるが、本公開草案の記載のとおりであると、原則的取り扱いである遡及適用ではなく例外的取り扱いである経過措置を適用する場合に一定の理由の説明が必要とされるように読めてしまう可能性がある。</p> <p>遡及適用を原則とする旨の記載があることによって、実質的に経過措置の適用が阻害される可能性に配慮し、本実務対応報告の定める会計処理と経過措置については原則・例外という定めではなく、本実務対応報告の公表日より前に付与されたことを条件として任意に選択可能であることを明示するなど、並列的な扱いとすべきと考える。</p>	
経過措置に関するその他のコメント		
36) 経過的な取扱いによった場合の注記	経過措置を採用した場合の注記について、期間比較性を確保する観点から、「公表日より前に付与した取引については従来採用した会計処理を継続している旨」についても注記	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
を定めるべきである。	することとしてはどうか。	
37) 経過的な取扱いによった場合の注記の範囲を明確にすべきである。	<p>本公開草案第10項(2)の注記について、事業年度の期首時点において権利行使期間が終了していない取引のみを対象とする等、注記を求める取引の範囲を明確にすべきであると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案の提案に従うと、公表日前に付与した取引について、権利行使期間が終了し、全ての会計処理が完了した後においても、一定事項の注記を続けていくことが要求されるようにも読むことができる。しかしながら、事業年度の期首時点で権利行使期間が既に終了し、会計処理が完了した取引については、情報の有用性は限定的と考えられるため、注記を求める必要はないと考えられる。</p>	
38) 経過的な取扱いによった場合、公正な評価単価の注記が不要な旨を明らかにすべきである。	<p>経過措置を適用した場合の注記項目を見直すべきである</p> <p>本公開草案では、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続するための要件として、有償新株予約権の内容、規模及びその変動状況の注記が求められている。また、「内容、規模及びその変動状況」の詳細については、財務諸表等規則第8条の15にて定められている。</p> <p>当該開示を行うにあたり、開示対象となる要素として「付与日における公正な評価単価」があるが、過去に有償新株予約権を発行した企業は、当該新株予約権の時価に関する情報については保有しているが、当該新株予約権に付加されている条件の一部を敢えて考慮せずに算出した価額(会計基準における「公正な評価単価」)に関する情報は入手していない場合も多い。本公開草案の適用により、これまで必要とされていなかった情報を新たに取得する必要が生じることで、一定のコストが必要となる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>本公開草案では、結論の背景(32項)において「取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、公表日より前に発行された当該権利確定条件付き有償新株予約権について過去に遡って付与日における公正な評価単価や失効の見積数を算定する場合、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる」とあり、実務上の困難さを軽減するための経過的取り扱いを認める趣旨であるにもかかわらず、注記事項として公正な評価単価の開示が求められることで、結局のところ追加的なコストが生じてしまうこととなり、実務上の負担軽減という趣旨が実質的に機能しないこととなる。</p> <p>そのため、本件の経過措置を適用する場合における注記事項から「付与日における公正な評価単価」を除外するなど、注記の内容についても一定の見直しが必要である。</p>	
<p>39) 本実務対応報告を適用した場合、会計方針の変更として開示する必要があるかどうかを明確にして頂きたい。</p>	<p>本公開草案第10項(2)に記載の、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続し、かつ公表日以後、新たに従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引がない場合は、本実務対応報告を適用したことについて「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として開示する必要があるかを明確にしていきたい。(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」について、適用初年度より前に締結されていた信託契約に係る会計処理について従来採用していた方法を継続する場合についても会計方針の変更に該当すると、実務上取り扱われていましたが同様でしょうか。)</p>	
<p>質問5： その他</p>		
<p>本公開草案が対象とする取引についてのコメント</p>		
<p>40) 類似の取引についても会計処理の取</p>	<p>本公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲を第2項に定める取引に限定する方向性については賛成するが、以下のような類似のスキームについても参考にでき</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>扱いを示すべきである。</p>	<p>るような取扱いを示すことをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子会社の従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 ● 従業員等以外(取引先等)に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 ● 従業員等に信託を通じて権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引 <p>具体的には、実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第26項の記載のように、「なお、本実務対応報告で取扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。また、今後の実務の状況により、必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられる。」などを追記すべきと考えられる。</p> <p>企業が信託に権利確定条件付き有償新株予約権を発行し、一定の条件が満たされた場合に、従業員等に対して信託から有償新株予約権を付与するスキームが見受けられる。最終的に従業員等に付与することを目的として発行される権利確定条件付き有償新株予約権についても、本公開草案の対象範囲に含まれるという理解でよいか、確認させていただきたい。</p>	
<p>41) 勤務条件のみが付されている取引の本実務対応報告の適用について、明確化すべきである。</p>	<p>勤務条件のみが付されている取引の本実務対応報告の適用について、明確化すべきである。</p> <p>業績条件が付されておらず、勤務条件のみが付されている取引については、本実務対応報告の対象とされていない(本公開草案第2項(2)参照)。これは、そのような取引の事例がごく僅かな件数しか見られず、また、審議開始時点における直近1年間では発行されていないことから、検討対象から除外されたものと理解している。仮に勤務条件のみが付されている取引が今後発生した場合に本実務対応報告の適用を想定しているのであれば、検討対象から除外された経緯を鑑み実務対応報告本文には記載しないとしても、適用が想定</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>されている旨を結論の背景に記載することが望ましい。</p>	
<p>42) 適用対象として想定している取引の要件の必須項目を明らかにすべきである</p>	<p>本公開草案では、適用対象とする取引の範囲を第2項にて「概ね次の内容で」として複数の要件を列挙しているが、それぞれの項目のうち特に重視する要素があれば、明示すべきである。</p> <p>最終的には、財務諸表作成者である企業側での実態判断の要素があることは理解しているが、現状案のように多くの項目を並列的に定められた場合、このうち一部を満たし一部を満たさない取引が発生した場合に、実務対応報告が意図している取引の範囲を必要以上に拡大解釈がなされてしまう可能性もあり、実務上の混乱の原因となりかねないと考えられる。例えば、企業外部の投資家を引受先とした場合であって、勤務条件が付されないことを除けば第2項の全ての要件に該当してしまう可能性すらある。このような適用範囲の曖昧な定義付けは、当社のような投資家の地位や新株予約権への投資行為そのものの位置付けを誤解させることにもつながりかねない。そこで、例えば、企業の役員又は従業員を対象としていることや、労働の対価として付与したものであることなど、実務対応報告の適用範囲を検討するための必須要件があれば、それを明示すべきである。</p>	
<p>43) 従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか明確に示されたい。</p>	<p>本公開草案第14項(1)によれば、対象となる有償新株予約権は、引受先が従業員等に限定されるとのことであるが、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか明確に示されたい。</p> <p>仮に、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権のうち、事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権(念のため付言すると、従業員等にのみ発行する旨又は勤務条件を付す旨の定めがあっても、これが新株予約権の内容(会社法第236条)を含む募集事項(同第238条第1項)又は行使条件(同第915条第1項、第911条第3項第12号ハ)として定められていない新株予約権は、全てこの新株予約権に該当</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>することになる。)は当該新株予約権の内容にかかわらず本公開草案の適用対象となる、と整理されるのであれば、その理由を説明されたい。</p> <p>事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権が本公開草案の対象となる旨整理された場合であっても、実際に従業員等以外に発行された場合は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか。</p> <p>この点、具体的なケースで検討するに、新株予約権の引受人募集当初は、事実上従業員等にのみ発行される予定であったが、引受不足分の発行枠を埋める必要がある等の理由により、従業員等以外にも発行された場合は、従業員等に対する発行分と従業員等以外に対する発行分とで本公開草案の適用対象となるか否かが分かれ、各新株予約権の間で会計上の処理(とりわけ公正な評価額)が異なってくるのか。逆に、発行決議時に従業員等以外に発行する予定があったが、実際には従業員等にのみ発行された場合は、付与日・割当日といった一定の時点から又は遡って本公開草案の適用対象となるのか。さらには、従業員等にのみ発行された新株予約権が従業員等以外に譲渡されたり、従業員等以外に発行された新株予約権が従業員に譲渡されたりした場合、本公開草案の適用との関係でどのように取り扱われるのか。本公開草案により実務上の混乱を生じることを避けるべく、実務上生じ得る上記のようなケースについて、ケース毎に貴委員会の見解を説明されたい。</p>	
<p>44) 本公開草案の対象となる取引に、市場価格のある新株予約権を除く理由を明確にすべきである。</p>	<p>本公開草案の対象には市場価格のある新株予約権を除くとあるが、その考えの背景を説明すべきである。(本草案の趣旨に則れば、市場価格が存在の是非にかかわらず、有償新株予約権は報酬性があると考えられる。)</p> <p>もし市場価格があることが、報酬性がないことを立証するための根拠となるのであれば、市場価格以外にも合理的に算定された価額としての適切な時価が把握できる場合にも、同様に報酬性がないことの立証できると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
45) 従業員等に付与した権利確定条件付き有償新株予約権を買い戻した上で、他の従業員等に付与した場合などにおける取扱いが不明確である。	例えば、役職員に対してのみ付与する、業績条件の付された新株予約権を発行し、権利不確定による失効の見積数を踏まえ、公正な評価額を算定し、払込金額を差し引いた金額を基礎に費用を計上したが、その後、発行会社が当該役職員から金銭を対価に自己新株予約権として取得し、更に、役職員以外の者に当該新株予約権を付与した場合は、当初費用計上額の取扱いが不明瞭であるばかりか、会社法上の「報酬等」の額や具体的算定方法の変更がないこととの均衡についても検討する必要があると思料される。	
設例等に関するコメント		
46) 業績の達成可能性が高くなった後に、失効される場合の設例を設けることが望ましい。	<p>本公開草案の設例においては、業績条件の判定時点である X4 年 3 月末の時点までは業績条件による失効数の見直しが行われないものとなっているが、実務においては、ある決算期末において一旦業績条件の達成可能性が高くなったと見積もったとしても、その後の業績判定時においては業績条件が達成されずに失効することも多分に生じ得るものと考ええる。</p> <p>このようなケースでは、業績条件の不達成は権利不確定による失効であることから、ストック・オプション会計基準第 7 項の取扱いに準拠し、権利不確定により修正されたストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額(ゼロ円)と、これまでに計上した新株予約権の帳簿価額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上することになるものとする。その結果、権利確定時において業績条件が未達となった場合には、当該権利確定日の属する期において負の株式報酬費用(販売費及び一般管理費)が計上されるものとする。</p> <p>一般的なストック・オプションにおける従業員の一部が退職した場合の少数の失効と異</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>なり、業績条件の不達成による失効の場合には、新株予約権の全てが失効するため、ここで生じる負の株式報酬費用の額は多額になることが想定され、この場合の多くの企業においては決算期末において株式報酬費用のマイナス残高が生じるものと思料する。</p> <p>この点、ストック・オプション会計基準は無償発行を想定したものであるため、払込価額が存在する有償新株予約権においては失効時の取扱いが不明確となる可能性があるとともに、ストック・オプション会計基準の設例においては権利不確定における失効に関する設例は勤務条件の不達成の場合のみであり、業績条件が不達成となった場合の設例が存在しないことから、設例において会計処理の明確化のニーズがあると考ええる。</p>	
47) 設例に記載されている日付について説明を求める。	<p>ストック・オプション会計基準に記載されている設例と異なる日付にしているが、本来、実務における混乱を避けることが重要であり、わかりやすい形とすることが必要であると考ええる。従って、ストック・オプション会計基準と、実務対応報告を並べて比較検討できるようにすることが必要と考えるが、なぜあえて異なる日程としたのか説明を求める。</p>	
48) 失効の見積数に関する根拠を明確にすべきである。	<p>本設例1では、業績条件が達成しないことによる失効見積数が、発行した新株予約権の96%と設定されているが、単一の業績連動条件(例えば、X●年3月期の経常利益が10億円を超過する等。)のみが権利確定条件として付された新株予約権について、新株予約権の全部ではなく、一部のみ失効すると見積もることができる根拠を明らかにされたい。</p>	
49) より多くのケースの設例を設けるべきである。	<p>本公開草案の設例の条件を、次のように変動させた場合の会計処理を明らかにされたい。なお、記載のない条件は、すべて本公開草案の設例と同一する。</p> <p>① 設例1-1</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は4円/株である。</p> <p>(b) 業績未達成による失効数は見積もることができない。</p> <p>(c) X4年3月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>② 設例 1-2</p> <p>(a) 業績が達成されることを前提に新株予約権を発行するため、失効数はゼロと見積もる。</p> <p>(b) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>③ 設例 1-3</p> <p>(a) 業績が達成されないことが確実視される業績条件であるため、付与時には全ての新株予約権が失効することを前提とする。</p> <p>(b) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>④ 設例 1-4</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は 100 円/株である。</p> <p>(b) 払込金額の合計は 8 千万円である。</p> <p>(c) その他の条件は設例 1-1 に従う。</p> <p>⑤ 設例 2-1</p> <p>(a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は 4 円/株である。</p> <p>(b) 企業は、新株予約権を付与(発行)する従業員らに対して、新株予約権の払込金額の原資とするため、総額で 320 万円の現金を、役務提供の対価として X1 年 10 月に追加支給した。</p> <p>(c) 当該従業員らは、X1 年 11 月において、上記 320 万円の全てを新株予約権の費用に充当した。</p> <p>(d) 業績未達成による失効数は見積もることができない。</p> <p>(e) X4 年 3 月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。</p>	
<p>ストック・オプション会計基準の実質的な変更につながるコメント</p>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
50) 本公開草案は、会計基準を実質的に変更している。	本公開草案は、会計基準の実質的変更となるが、実務対応報告で会計基準の変更を行うことは制度上できないはずであるが、この点をどのように整理されるか。	
ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の内容の見直しを求めるコメント		
51) 株式市場条件を公正な評価単価に織り込むことを検討したほうがよい。	<p>公開草案第5項(2)において、業績条件のうち、「明らかに価格算定モデルに組み込むことができる」株式市場条件は、公正な評価単価として考慮するものとしたほうがよいと考えます。(これについてはストック・オプション会計基準にも影響するかもしれませんが。)これは、IFRS第2号にも規定されておりますが、想定される価格算定モデルの要素を限定する点で重要な項目であると思えます。有償新株予約権の評価においては、特に価格算定モデル(評価単価)の透明化が必須であると考えます。</p> <p>ストック・オプション会計基準の結論の背景では、第51項において「業績条件の中には株価を条件とするもののようにより、一般に権利不確定による失効数を見積もることが困難なものが含まれている。」という記述がございますが、IFRS第2号の結論の背景のBC184の記述では、「株式市場条件はオプション価格決定モデルに盛り込むことができる」としています。</p> <p>よって、ストック・オプション会計基準上の公正な評価単価には、業績条件のうち株式市場条件は考慮すべきであると明確に示すべきだと考えます。</p> <p>本公開草案は、業績条件の付された新株予約権について、ストック・オプション会計基準の適用を求めるものである。しかしながら、ストック・オプション会計基準においては、業績条件は権利確定条件の一部とされ、失効の見積数の考慮要素とされるものの、公正な評価単価の算定に織り込むことができない。</p> <p>公正な評価単価については付与日現在で算定され、その後は見直されないが、失効の見</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>積数は、その後の変動に応じて見直される。</p> <p>経済実態的にみると、本公開草案の対象とする業績条件付新株予約権は、業績条件のない新株予約権に比べると価値が低い。新株予約権(を含めた有価証券)の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値(の現在価値)で決定される。なんら条件が付されていない新株予約権と、一定の業績が達成されなければ権利行使できない新株予約権とでは、条件付きである方が期待値が低くなり、算出される価値が低くなる。</p> <p>しかしながら、本公開草案は、上記のとおり、業績条件を公正な評価単価の算定に織り込ませないものであり、業績を達成するにつれ失効見積数が見直され、なんら業績条件がない新株予約権を発行したのと同額の費用計上を求める結果となる。</p> <p>これはすなわち、企業は発行した有価証券の価値以上の費用計上を求められることとなる結果となり、企業にも、財務諸表の利用者にも、却って誤った、経済実態の伴わない表示が行われることとなる。</p> <p>財務諸表作成者及び利用者に経済実態の伴った費用計上額を表示(させる)するため、ストック・オプション会計基準自体の見直しを行うか、ストック・オプション会計基準に当て嵌める会計処理を求めるのではなく、新たな会計基準の開発を行うべきである。</p>	
	<p>ストック・オプションの会計基準・適用指針においては、業績条件については、条件未達の場合、失効したもとして数で調整するため、当該業績条件は、ストック・オプションの公正価値の算定には反映しないものとされていたかと思えます。</p> <p>当該取扱いは継続されているものと考えてよろしいのでしょうか?仮に有償新株予約権の払込金額が業績条件を反映して算定されていた場合は、基準に基づく付与時の公正価値と差が生じるという理解でよろしいのでしょうか?</p> <p>達成目標としての株価条件が付されていた場合も同様の理解でよろしいのでしょうか?</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	か？	
52) ストック・オプション会計基準における公正な評価単価の定めを明らかにすべきである。	<p>ストック・オプション会計基準上の公正な評価単価は、「勤務条件や業績条件を考慮しない」という点を明確に示すべきだと考えます。</p>	
53) 権利不確定による失効と権利不行使による失効を明確に区別できるように、用語の使用を見直すべきである。	<p>失効の定義(ストック・オプション会計基準第6項)</p> <p>公開草案の設例⑩では、「権利確定条件付き有償新株予約権の業績条件を考慮しない公正な評価単価(第5項(4))」について記載があり、その算定技法については、同会計基準第6項(2)を参照しており、同項には以下の記載がある。</p> <p>「失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。」</p> <p>上記によれば、「公正な評価単価」とは、権利不確定による失効の可能性がない、いわゆるバニラオプションを想定していると考えられる。他方、同会計基準第51項の記載は、以下のとおりである。</p> <p>「第7項及び第9項に規定するように、ストック・オプションに関する会計処理に関しては、権利不確定による失効数と権利不行使による失効数を反映させる必要がある。(以下略)」</p> <p>ここでは、権利不行使も失効とみなしている表現があり、第6項の正確な理解を困難にしていると考えられる。すなわち、バニラオプションの価格には権利不行使による失効数は予め織り込まれており、失効の見込みとして見直しの対象にはならないため、表現の変更が望ましいと考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>具体的には、たとえば以下のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同会計基準第6項ほか、失効数の見積りに係る「失効」の表現を、公開草案[設例](4)の表現に倣って「権利不確定による失効」と明示的に区別する。 ● 権利不行使による失効を単に「権利不行使」という事象として扱い、「失効」と明示的に区別する。 	
<p>54) オプションの算定技法において、予想残存期間を用いることを適用指針として記載することを検討することが考えられる。</p>	<p>予想残存期間の推定(ストック・オプション適用指針第14項)</p> <p>ストック・オプションの制度設計として、典型的なケースでは権利行使可能な時点が満期日だけでなく、一定の期間で設定されている。この場合、期間内の任意の時点において早期に権利行使が可能である。</p> <p>このような制度設計をもつオプションの評価単価は、同様の条件で満期日にのみ権利行使が可能なおプション(ヨーロピアン・タイプ)と比較して自由度が高い分、一般的に高額となると考えられる。</p> <p>その一方、同適用指針第14項では、「前項に基づき、ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積ることができない場合には、ストック・オプションの予想残存期間は、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定する。」と定められており、本来の満期よりも短い予想残存期間を推定することを示唆している。</p> <p>そのため、この推定を行った場合、満期が短い分オプションの時間価値が小さくなり、同様の条件のヨーロピアン・タイプのオプションよりも評価単価が低くなることが想定される。この評価額に関する大小関係の逆転は、確立された理論(同適用指針第5項(1))に反しており、従って合理的に算定された価額(ストック・オプション会計基準第2項(12))に当てはまるとは言い難いと考えられる。このような場合、【早期に権利行使可能オプションの評価単価】 ≥ 【ヨーロピアン・タイプのオプションの評価単価】 という関</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>係が理論的に確立されている以上、予想残存期間の推定を行わない方が合理的な価格に近いと考えられる。</p> <p>予想残存期間の適用(ストック・オプション適用指針第7項(1))</p> <p>上記を踏まえた場合、オプションの算定技法において一般的な連続時間型モデルであるブラック・ショールズ式に代入する値として、予想残存期間を用いることを適用指針として記載することの妥当性には、議論の余地があると考えられる。</p>	